



発行 東京都

目次

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………一
- 土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更認可
（同）……………一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……（環境局都市地球環境部総量削減課）……………一
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定……………二
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………四
（同）……………四
- 生活保護法による指定介護機関の廃止……………五
（福祉保健局生活福祉部保護課）……………五
- 生活保護法による指定介護機関の変更……………二
（同）……………二
- 生活保護法による介護機関の指定……………六
（同）……………六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………五
（同）……………五

告示

●東京都告示第二百二十七号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八條第一項の規定に基づき大崎駅西口南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年三月四日
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 組合の名称
大崎駅西口南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十一年一月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区大崎二丁目地内
- 四 事務所所在地及び設立認可の年月日
品川区西品川三丁目二十番九号
平成二十一年一月二十一日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十六年三月四日

●東京都告示第二百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十條第一項の規定に基づき大塚望地土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九條第三項の規定により、次のように告示する。

る。

平成二十六年三月四日
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の住所及び氏名
八王子市大塚千三百九十二番地一 石坂 久夫
- 同 右 石坂 栄理子
- 二 事業施行期間
平成二十四年二月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
八王子市大塚及び鹿島の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称
大塚望地土地区画整理事業
- 五 事務所所在地
八王子市大塚千四百七十二番地五
- 六 施行認可の年月日
平成二十四年二月二十三日
- 七 変更の内容
事業施行期間を平成二十六年十月三十一日まで延長する。
- 八 変更認可の年月日
平成二十六年三月四日

●東京都告示第二百二十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

示す。

平成二十六年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号 七

二 登録区分 特定ガス・基準量

都内外削減量

その他ガス削減量

電気等環境価値保有量

優良事業所基準(第二区分)

三 登録検証機関 日本検査キユーエイ株式会社

名称

四 代表者氏名 代表取締役 高崎 誠

五 廃止する検証業務の範囲

(一) 営業所名称 日本検査キユーエイ株式会社 本社

(二) 営業所所在地 中央区新富二丁目十五番五号 R B M 築地ビル

(三) 業務の範囲 優良事業所基準(第二区分)に係る検証業務

六 廃止年月日 平成二十六年一月九日

一 登録番号 十三

二 登録区分 特定ガス・基準量

都内外削減量

優良事業所基準(第一区分)

優良事業所基準(第二区分)

三 登録検証機関 株式会社日本スマートエナジー認証機構

四 代表者氏名 代表取締役 豊田 麻友美

五 廃止する検証業務の範囲

(一) 営業所名称 株式会社日本スマートエナジー認証機構

(二) 営業所所在地 千代田区霞が関三丁目二番五号 霞が関ビルディング

(三) 業務の範囲 優良事業所基準(第一区分)に係る検証業務

優良事業所基準(第二区分)に係る検証業務

六 廃止年月日 平成二十五年十二月十日

●東京都告示第二百三十号

ダイオキシソ類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十九条第一項の規定により、ダイオキシソ類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対策地域の区域

(一) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番四及び同番十一の各一部(都立尾久の原公園)

別図一のとおり

(二) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番五、二千八百三十三番十三及び同番二十一の各一部(東尾久運動場及びその周辺)

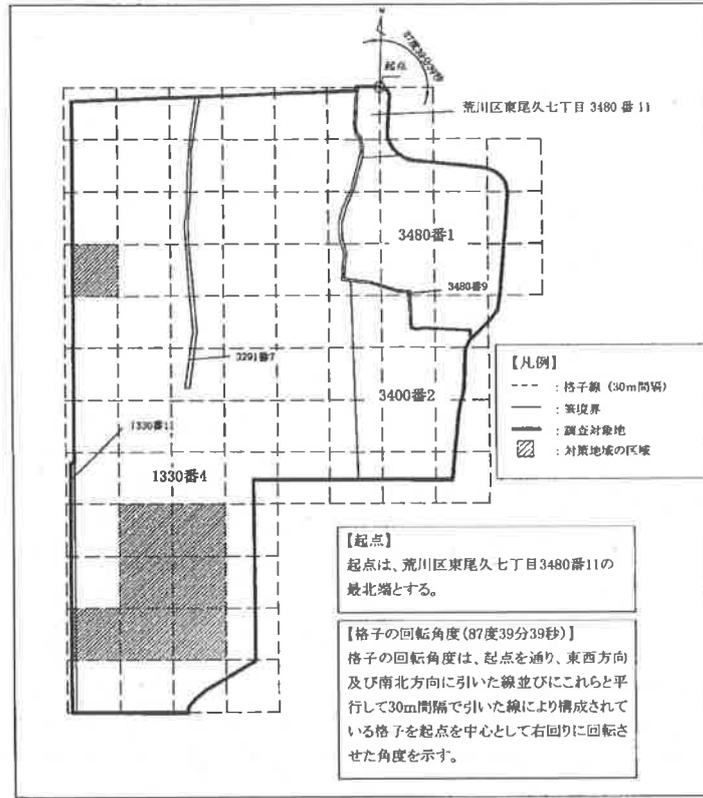
別図二のとおり

二 指定した年月日

平成二十六年二月二十一日

別図1

都立尾久の原公園



別図2

東尾久運動場及びその周辺

